

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		空家等管理活用支援法人に対する指定の取消し
根拠条例・規則等名		空家等対策の推進に関する特別措置法
条 項		第 25 条第 3 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境総務課（電話：048-829-1325）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法第 25 条第 2 項の規定による命令に違反したときのほか、次に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定 非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る 活動を行うことを目的とする会社であること。</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号 に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。</li> <li>・役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。</li> </ul> <p>ア 未成年者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者 オ 暴力団員等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、市が求める業務として適切なものであること。</li> <li>・申請者が市が求める業務を適正かつ確実に遂行するために必要な人員の配置、関係する専門家等との連携、個人情報の保護その他の措置を講じていること。</li> <li>・申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。</li> <li>・申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近 3 年間の法人税、法人市民税、消費税、 地方消費税の未納がないこと。</li> <li>・市内で市が求める業務を円滑に行える体制を有すること。</li> </ul> <p>指定方針に掲げる事項に合致していること。</p>
	設定等年月日	令和 7 年 10 月 30 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		